

有限責任事業組合(LLP)について

1.有限責任事業組合(Limited Liability Partnership(LLP))制度の概要

有限責任事業組合(LLP)とは、民法組合の特例として創設された、参加する組合員が個性や能力を発揮しながら共同事業を行うことができる新たな組織形態(平成17年8月創設)。

[LLPの特徴]

● 有限責任

組合員は、出資金額までしか債権者に対して責任を負わない。

● 経営の柔軟性

組合員の貢献度合いなどを勘案し、権限や損益の配分など組合内部の運営ルールを柔軟に設計できる。

● 構成員課税

LLP自体にではなく、損益分配割合に従って各組合員に帰属する損益に対し、各組合員においてのみ課税がなされる。

他の組織形態

(法人格を持たない組織)

- ・民法組合
(組合員はすべて無限責任)
- ・投資事業有限責任事業組合
(業務を執行する組合員(無限責任組合員)は無責任、出資のみを行う組合員(有限責任組合員)は有限責任)

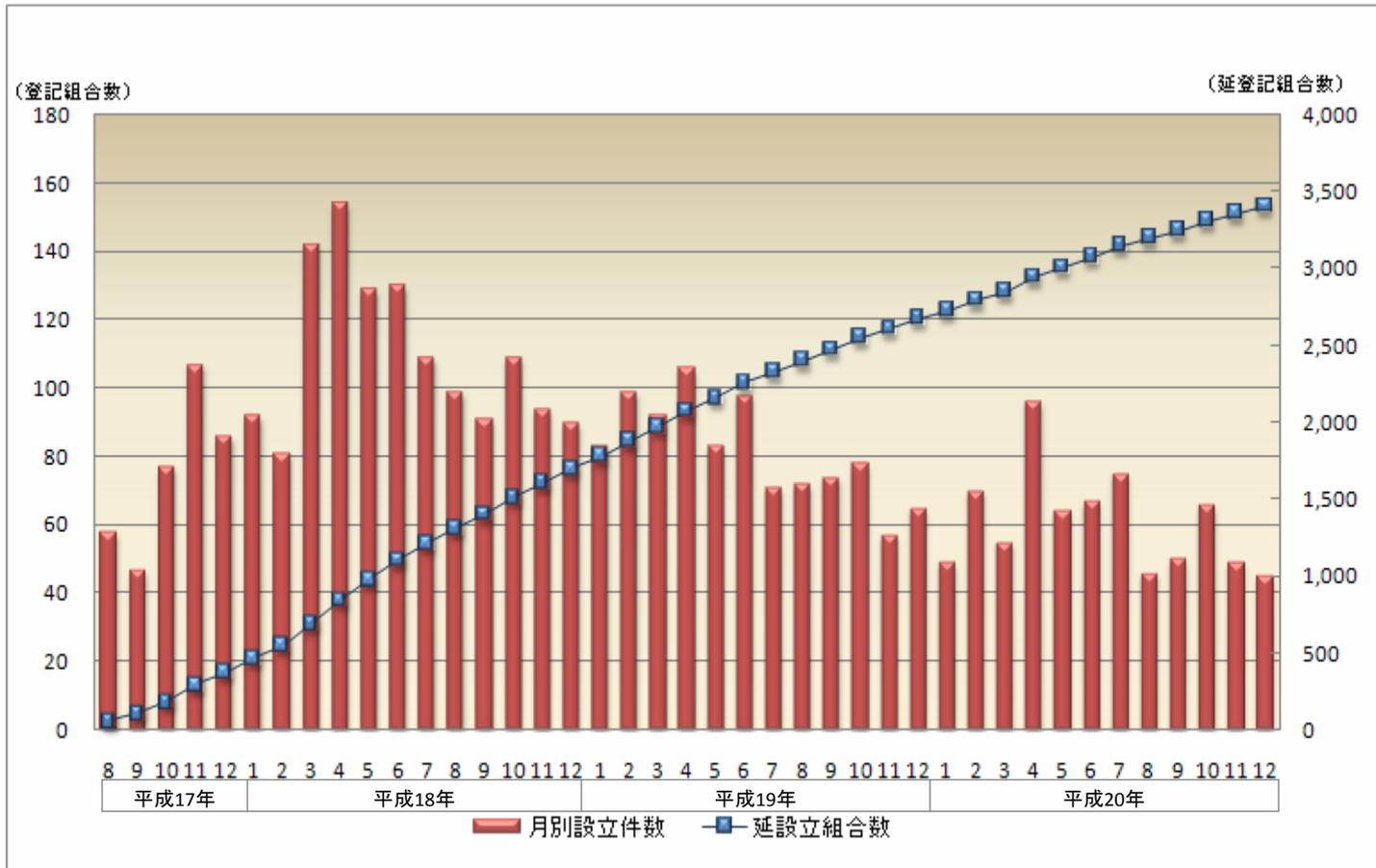
(法人格を持つ組織)

- ・株式会社
- ・持分会社
合名会社
合資会社
合同会社)
- ・相互会社
- ・一般社団法人
- ・事業協同組合
- ・技術研究組合

等

2.LLPの設立状況

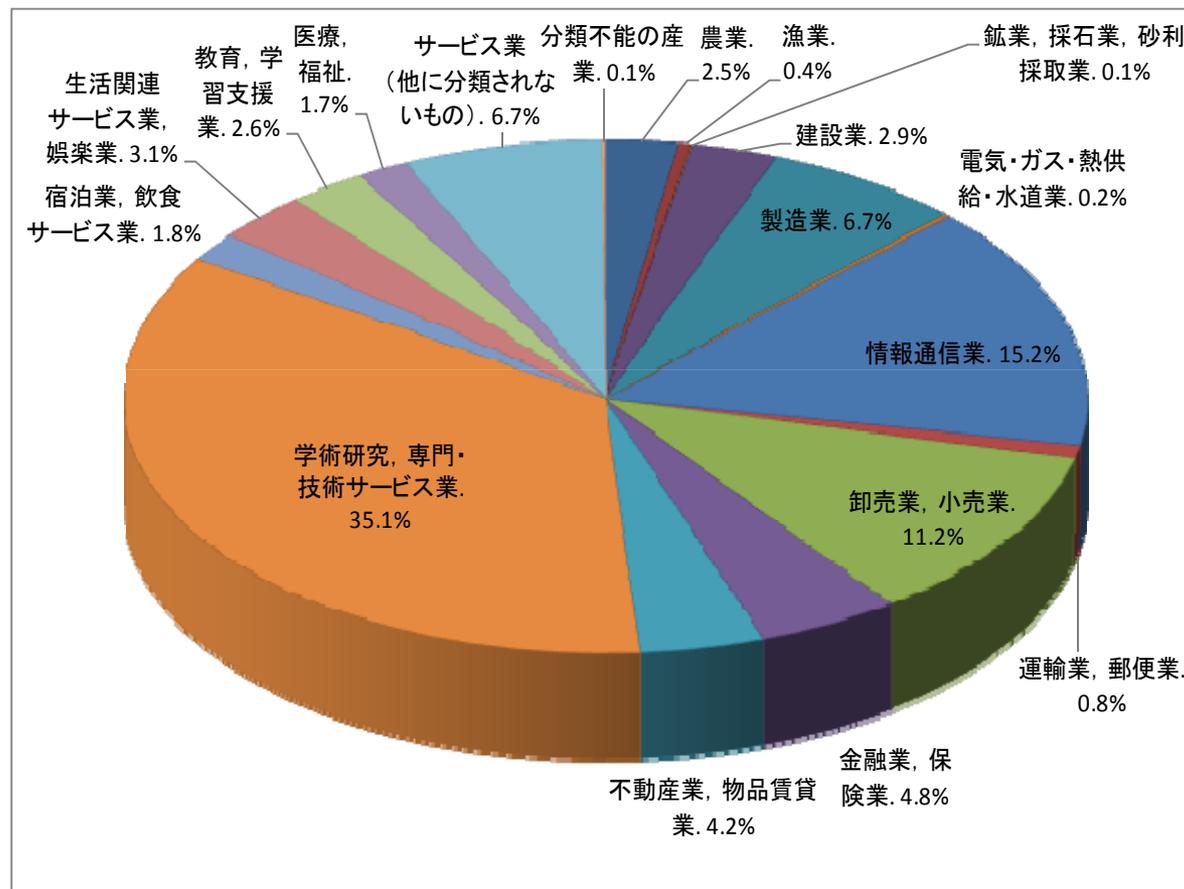
LLPの設立件数の推移（H17.8～H20.12）



経済産業省調べ

平成20年12月時点での設立件数は3,405件(解散件数含む)

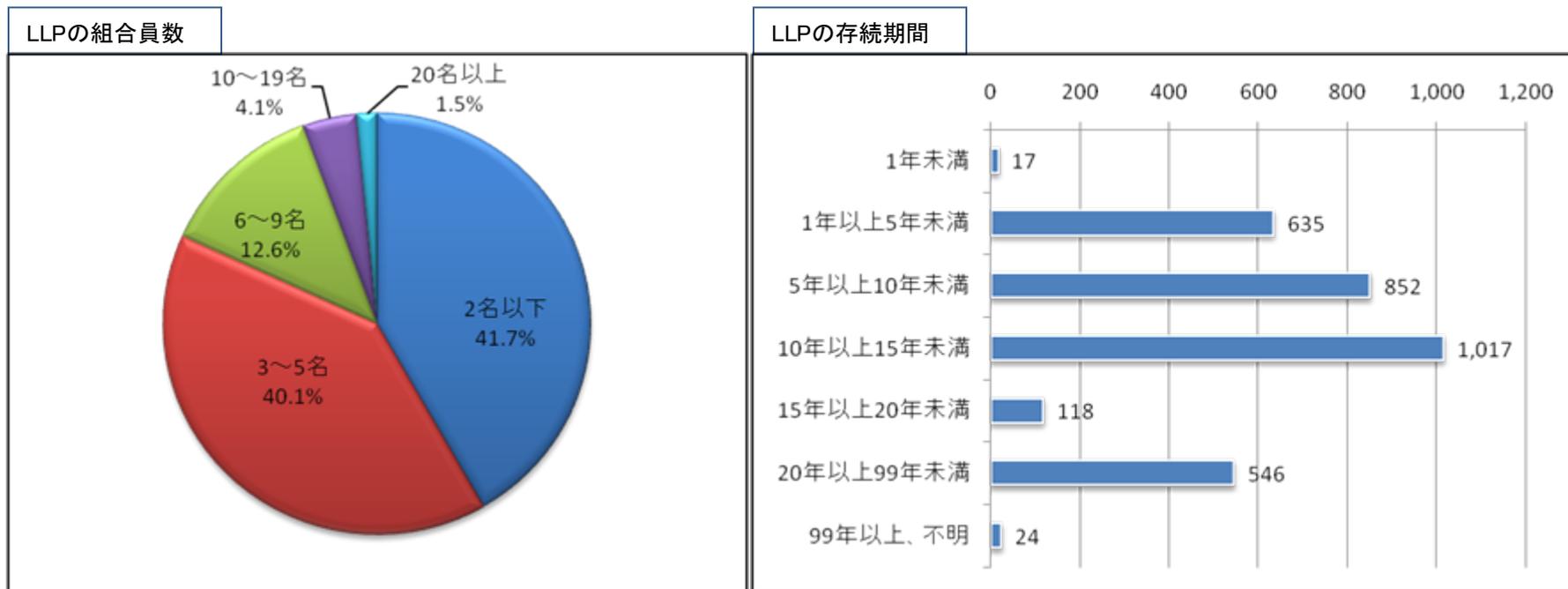
LLPの業種別内訳 (H20.12)



経済産業省調べ
業種分類は日本標準産業分類による。
対象は平成20年12月現在の存続組合3,209件。

2.LLPの設立状況

LLPの組合員数と存続期間 (H20.12)



経済産業省調べ
対象は平成20年12月現在の存続組合3,209件。